

マイナポイントの申請期限が9月30日(土)まで延長されました※6月2日時点の情報です。

◇ポイント受け取り対象者

下記①～③の手続きを行った方(2月末までにマイナンバーカードを申請した方のみ)※まだマイナンバーカードを受け取っていない場合は、早めに取り取ってください。

◇手続きともらえるポイント

- ①マイナンバーカードを使ってマイナポイントの予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、利用額の25%分のポイント(1人あたり最大5,000円分)。
- ②マイナンバーカードの健康保険証利用申込みをすると、7,500ポイント。
- ③公金受取口座の登録をすると7,500ポイント。

※予約・申込みは、マイナンバーカードを読み取れるパソコン・スマートフォンのほか、郵便局やコンビニなどに設置された「マイナポイント手続きス

ポット」、区役所本庁舎2階マイナポイントの支援窓口から行うことができます。

◇マイナポイント支援窓口

9月29日(金)まで 区役所本庁舎304会議室(平日午前9時～午後5時)。詳細は2次元コード参照か問い合わせください。



☎支援窓口について…豊島区マイナンバーコールセンター ☎3981 - 1122 (祝日を除く午前9時～午後5時)

マイナポイント事業について…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120 - 95 - 0178 (午前9時30分～午後8時※土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)

総務省ホームページ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

令和5年度国民健康保険料決定通知書を送付します

国民健康保険料は住民税額(総所得金額など)が確定する6月に決定し、令和5年4月分から令和6年3月分まで「令和5年度国民健康保険料」として6月15日に通知します。令和4年分の総所得金額等をもとに国民健康保険料を決定します。6月期から翌年3月期までの年10回で納めてください。口座振替利用者以外の方には、全納分および6～3月期各期別の納付書を同封します。

●国民健康保険料の年金からの天引き(特別徴収)について…対象になった

●国民健康保険料の計算 保険料は世帯ごとに発生します。世帯の保険料は、総所得金額等・加入者の人数・年齢によって計算されます。

あなたの世帯の 年間国民健康 保険料	=	基礎(医療)分		+	後期高齢者支援金分		+	介護分	
		所得割額 各加入者の算定 基礎額(※1)× 7.17%の合計額	均等割額 45,000円(※2) ×加入者数		所得割額 各加入者の算定 基礎額(※1)× 2.42%の合計額	均等割額 15,100円(※2) ×加入者数		所得割額 40～64歳の各加入者 の算定基礎額(※1) ×2.24%の合計額	均等割額 16,200円(※2) ×40～64歳の加入者数
		最高額65万円			最高額22万円			最高額17万円	

※1 算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除額(43万円)

保険料の計算は、収入ではなく所得が算出の基礎となります。

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)の保険料は、令和4年1～12月の所得に基づいて計算されます。

※2 令和4年度より、全世帯の未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)にかかる均等割額が2分の1に減額されます。その他の均等割の減額など、詳細はホームページ参照か問い合わせください。

☎保険料の決定、特別徴収に関すること…資格・保険料グループ ☎4566 - 2377、口座振替の申込みに関すること…口座担当 ☎3981 - 1468

税・国保・年金



国民年金保険料の納め忘れに 注意しましょう

国民年金保険料を納め忘れると、将来受け取る老齢年金の額が少なくなるだけでなく、年金自体を受け取れなくなる場合もあります。国民年金には思わぬ事故や病気により障害が残った時に障害年金、亡くなった時に遺族年金が支給される制度があります。保険料をきちんと納めていないと、これらの年金も受けられない場合があります。保険料の納付期限は翌月末日です。国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合には保険料免除制度がありますので区ホー

ムページ参照か問い合わせください。

☎国民年金グループ ☎3981 - 1954、池袋年金事務所 ☎3988 - 6011

後期高齢者医療



後期高齢者医療保険料の 催告書を6月中旬に発送します

◇対象…令和5年3月期までの保険料に未納がある方◇納期限…6月30日◇納付方法…金融機関、コンビニエンスストア、区役所本庁舎、東・西区民事務所の窓口などで納付してください※期限内に納付が難しい場合は、早めに相談してください。

☎高齢者医療年金課整理収納グループ ☎3981 - 1459

副区長を任命しました

令和5年6月1日付で副区長に上野氏を任命しました(任期は令和9(2027)年5月31日まで)。齊藤雅人副区長とともに副区長2名体制となります。

上野 雄一

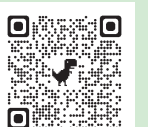
昭和36年12月1日生。昭和61年4月東京都入庁。平成22年4月東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長、平成25年4月東京都都市整備局市街地建築部長、平成26年7月東京都都市整備局都市づくり政策部長、令和2年7月東京都都市整備局長、令和2年11月東京都技監(都市整備局長・都市整備局技監兼務)。



区ホームページに関するアンケート

「区ホームページへの要望や改善点を把握するための調査」を実施します。2次元コードから6月30日までに回答してください。

☎ホームページグループ ☎4566 - 2535



新型コロナウイルス感染症に関する相談

東京都新型コロナ相談センター ☎0120 - 670 - 440(毎日24時間)

自宅療養中の健康相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談、医療機関案内など
☎池袋保健所新型コロナ電話相談センター ☎3987 - 4179、感染症グループ ☎3987 - 4182



5類移行
について

新型コロナウイルスワクチンの相談

豊島区新型コロナウイルス
ワクチンコールセンター

☎0120 - 567 - 153

(午前9時～午後6時 土・日曜日、祝日も開設)



区ホームページ